

適切な医療を受けるために セカンドオピニオンのすすめ

弁護士
小寺 正史



自らの健康を守るのはまず自分自身です。そのために重大な医療上の決定をする場合には、まず、主治医の説明をよく理解することです。それでもまだ納得がいけない場合は、セカンドオピニオンにより複数の医師の説明を受け、色々な可能性を模索することも大切です。自分の命にかかわることです。自分自身でよく納得の上で、適切な医療サービスを選択してはいかがでしょうか。セカンドオピニオンとは、病気の診断や治療方法について他の医師の意見を求めることをいいます。この必要性について、事例に基づいてご説明いたします。

1 医師には説明義務があります

医師には患者に対し、病名と病状、行う治療の内容、他に選択可能な治療方法があれば、その内容とメリット、デメリットなどについて説明すべき義務があります（最高裁判所平成13年11月27日判決参照）。しかし、現実には、忙しさもあって、医師からの説明も、色々な選択肢があることや、可能性の提示が不十分だったりします。では実際の事例から、どんなトラブルがあって、それを防ぐ手立てがなかったかを検証したいと思います。

Aさん(変形性膝関節症)の事例

Aさんは、ひざの痛みにより、階段の上り下りにも苦労していました。医師からは変形性膝関節症と診断され、治療として運動療法を指示されました。それ自体は変形性膝関節症治療ガイドラインに沿うものであり適切でしたが、医師が患者に対し、その療法のメリットや効果を十分に説明しなかったため、患者であるAさんはあまり熱心に取り組みませんでした。そのためなかなか症状が改善されませんでした。その後、理学療法士などから、運動療法がいかに効果的であるかを懇切丁寧に説明され、Aさんも納得し、熱心に取り組みをはじめ症状は改善されました。

Bさん(腰部脊柱管狭窄症)の事例

Bさんは足にしびれなどがあり、病院で診察を受けたところ、腰部脊柱管狭窄症の診断を受け、痛み止めの薬を処方されました。医師からはこれで痛み

が治まらない場合は手術をするしかないと言われていましたが、手術は受けたくなかったBさんは別の病院を受診。その結果、手術ではなく運動療法の指導を受け、取り組んだところ症状は改善。手術の必要はなくなりました。この事例では、腰部脊柱管狭窄症診療ガイドラインには運動療法が有効と記載されているにもかかわらず、腰部脊柱管狭窄症の治療として、患者に手術のみを説明したのは問題といえましょう。

Cさん(狭心症)の事例

Cさんは、胸の痛みを感じて病院に行ったところ、狭心症と診断され至急カテーテル治療を受けることを勧められ、直ちに入院。カテーテル治療を受けました。しかし後日、別の医師からカテーテル治療までする必要はなかったとの説明があり、愕然とせざるを得ませんでした。カテーテル治療は高額医療費が伴う上、血液をサラサラにする薬などを生涯飲み続ける必要があります。現在も薬を手放せません。この事例のように過剰診療が疑われる場合もあります。

2 セカンドオピニオンの必要性について

A、B、Cの事例からもわかるように、現実問題として、患者自身が医師の説明や、医師の勧める治療方法の他に選択肢があるのかについて判断することは困難なことといえます。したがって、手術など重要な治療方法を勧められ、迷った場合には、セカンドオピニオンを得て、十分に納得してから治療を受けることが重要になってきます。

現在、多くの病院でセカンドオピニオンに対応しています。セカンドオピニオンを希望する場合、そのことを主治医に伝えてください。通常は、画像や検査データなど必要な医療情報や紹介状を渡して協力してくれます。

また、現在はセカンドオピニオンを受け入れる病院が増えていますので、対応している病院で受診してください。なお、札幌医科大学附属病院など「セカンドオピニオン外来」を設けている病院もありますので、積極的に活用してはいかがでしょうか。なお、セカンドオピニオン自体には、医療保険が使えないので、その点ご注意ください。